

議案第 26 号

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 4 月 1 日付けで西はりま消防組合の兵庫県市町村職員退職手当組合への加入及び平成 25 年 3 月 31 日付けで宍粟環境事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹内 英 昭

兵庫県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「、宍粟環境事務組合」を削り、「北はりま消防組合」の次に「、西はりま消防組合」を加える。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。